

福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修

福祉用具貸与・
特定福祉用具販売・
住宅改修ってなに？



要支援・要介護認定を受けた方が、安全に自宅で生活できるよう、適切な福祉用具の選定や、住環境の整備を行うサービスです。サービスを利用することにより介護者の負担軽減にも繋がります。

たとえば、こんな時



足腰が弱くなって
歩くのが大変だけど、
出かけたいな～。

歩行器を
レンタルすることで、
安全に歩くことが
できるようになります。



歩いて外出できる
ようになったね

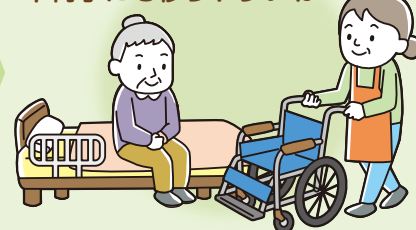


布団から起き上がったり、介護するのも大変。



介護用ベッドを
レンタルすることで、
本人も動きやすくなり、
負担なく介助できます。

立ち上がりやすくなったし
車椅子にも移りやすいね



病気などで
手足が不自由になり
ふだんの生活に
支障が…。



住宅改修により
手すりを設置したり、
シャワーチェアを
購入したりすることで
安全に動作が行える
ようになります。



安心して
お風呂に
入れるね



「福祉用具専門相談員」とは？

本人の身体状況や、希望・環境に応じた福祉用具の提案、選定、調整、住宅改修の相談を行う専門職です。納品・改修後も日常生活を安全に過ごせるよう、定期的に自宅を訪問し、利用状況の確認や見直し・調整を行います。



福祉用具専門相談員

介護保険で利用できる福祉用具



(貸) 福祉用具貸与

- 車いす付属品 ■床ずれ防止用具 ■体位変換器
- 歩行器 ■歩行補助つえ ■認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト(つり具を除く) ■スロープ など

要介護状態、身体状況、環境等により、利用できるものとできないものがあります。福祉用具専門相談員またはケアマネジャーに相談してください。

※負担割合に応じた自己負担があります。

(販) 特定福祉用具販売

- 腰掛便座 ■入浴補助用具 ■特殊尿器 ■簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具 ■排泄予測支援機器 など

※支給限度基準額は同年度で10万円

(住) 住宅改修

- 手すり取付 ■段差や斜面解消 ■滑り止め床材変更 など

※介護保険が適用される住宅改修(上限20万円)の工事ができます。

4種類の福祉用具は、貸与か購入を選択できます。



固定用スロープ
(可搬型は除く)



歩行器
(歩行車は除く)



単点杖
(松葉杖は除く)



多点杖

よくあるご質問

Q 体調が変わった時は
どうなるの？

体調に合わせて、福祉用具の変更や解約はいつでも可能です。その時々 の身体状況に合わせて最適な福祉用具や住環境整備を提案します。

Q 冬季だけ夏季だけ、
など短期間で借りる
ことはできるの？

生活に合わせて短期間のみの利用も可能です。

自宅で、自立した日常生活を送るために福祉用具をお使いください。

まずは、担当の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)へご相談ください!

要介護状態区分や、身体 の状況、家庭の事情、希望に合わせた利用方法、利用金額と一緒に検討し計画してもらいましょう。

発行
(R7.1月)

山形市役所(長寿支援課)

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25
TEL.023-641-1212(内線564・565)

山形市基幹型地域包括支援センター

〒990-0832 山形市城西町二丁目2-22
TEL.023-674-0804(直通)

協力:福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所連絡会

